

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 6 年 10 月 17 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
かれい固定式刺し網漁業	15 隻	5 トン未満	定めなし	次の各点を順次に結んだ 8 直線によって囲まれた海域のうち、鮫角正東の線以北の区域 ア 基点第 1 号（青森県と岩手県の境の廿一川尻に設置した標柱）から磁針方位 78 度 30 分 6,000 メートルの点 イ 基点第 3 号（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱）から真方位 54 度 30 分 4,500 メートルの点 ウ 基点第 6 号（青森県上北郡おいらせ町字東下川原にある百石漁港 3 級基準点（R 3 A. 3）から真方位 204 度 32 分 212 メートルの点に設置した標柱）から真方位 67 度 30 分 192 メートルの点から真方位 67 度 30 分 5,200 メートルの点 エ 基点第 7 号（青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱）から真方位 67 度 30 分 5,600 メートルの点 オ 基点第 8 号（青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森 13 番地に設置した標柱から真方位 354 度 30 分 364 メートルの点から真方位 82 度 30 分の直線上の高瀬川右岸州先に設置した標柱）から真方位 82 度 30 分 3,700 メートルの点 カ 上北郡と三沢市との境界にある高瀬川口中央正東 6,000 メートルの点 キ 八戸市鮫角灯台中心点から真方位 357 度 30 分 9,000 メートルの点 ク 青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した塚石と新太鼓石を見通した線上の同境界石から 9,000 メートルの点	12 月 1 日から 2 月 28 日まで	八戸鮫浦、八戸みなど、百石町又は三沢市漁業協同組合の組合員	令和 6 年 10 月 17 日から 11 月 15 日まで	1 許可の有効期間は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）使用する網の目合いは、105 ミリメートル（3 寸 5 分）以上とすること （2）使用する網の数は、4 ヶ統以内（1 ヶ統 525 メートル以内）とすること （3）敷設中の網の両端に、許可番号、船名及び漁業者名を明記した黄色旗（各辺 35 センチメートル以上）を、水面から 1.5 メートル以上の高さに掲げること

<p>かれい固定式刺し網漁業</p>	<p>17 隻</p>	<p>5 トン未満</p>	<p>定めなし</p>	<p>次の各点を順次に結んだ 8 直線によって囲まれた海域のうち、鮫角正東の線以南の海域</p> <p>ア 基点第 1 号（青森県と岩手県の境の廿一川尻に設置した標柱）から磁針方位 78 度 30 分 6,000 メートルの点</p> <p>イ 基点第 3 号（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱）から真方位 54 度 30 分 4,500 メートルの点</p> <p>ウ 基点第 6 号（青森県上北郡おいらせ町字東下川原にある百石漁港 3 級基準点（R 3 A. 3）から真方位 204 度 32 分 212 メートルの点に設置した標柱）から真方位 67 度 30 分 192 メートルの点から真方位 67 度 30 分 5,200 メートルの点</p> <p>エ 基点第 7 号（青森県上北郡おいらせ町と三沢市との境に設置した標柱）から真方位 67 度 30 分 5,600 メートルの点</p> <p>オ 基点第 8 号（青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森 13 番地に設置した標柱から真方位 354 度 30 分 364 メートルの点から真方位 82 度 30 分の直線上の高瀬川右岸州先に設置した標柱）から真方位 82 度 30 分 3,700 メートルの点</p> <p>カ 上北郡と三沢市との境界にある高瀬川口中央正東 6,000 メートルの点</p> <p>キ 八戸市鮫角灯台中心点から真方位 357 度 30 分 9,000 メートルの点</p> <p>ク 青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した堺石と新太鼓石を見通した線上の同境界石から 9,000 メートルの点</p>	<p>1 月 15 日から 5 月 31 日まで</p>	<p>八戸市南浜又は階上漁業協同組合の組合員</p>	<p>令和 6 年 10 月 17 日から 12 月 13 日まで</p>	<p>1 許可の有効期間は、令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。</p> <p>2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 使用する網の目合いは、105 ミリメートル（3 寸 5 分）以上とすること</p> <p>(2) 使用する網の数は、4 ヶ統以内（1 ヶ統 525 メートル以内）とすること</p> <p>(3) 敷設中の網の両端に、許可番号、船名及び漁業者名を明記した黄色旗（各辺 35 センチメートル以上）を、水面から 1.5 メートル以上の高さに掲げること</p>
--------------------	-------------	---------------	-------------	---	------------------------------	----------------------------	---------------------------------------	---